

児童生徒に対するセクハラを防ぐために

教職員は児童生徒を指導する「優位な立場」にあります。そのような環境の中では、児童生徒は嫌だと思っても、なかなか声をあげることができません。私たちはそのようなことを十分踏まえて指導にあたらなければならないことを心得ておきましょう。教職員がコミュニケーションのつもりでも、児童生徒が不快だと感じた場合はセクハラになるということも認識しておく必要があります。

児童生徒へのセクハラを防ぐために心得ておくべき3つのポイント

- 1 受け取りかたは人それぞれ、親しみを表すつもりでも相手を不快にさせてしまうこともある。
- 2 相手がいつも意思表示するとは限らない。意思表示がないことを同意・合意と一方的に思い込んではいけない。
- 3 児童・生徒、保護者もハラスメントの当事者(被害者・加害者)になりえることを理解する。

教師【教える側】

「軽いタッチはコミュニケーション」
 「このくらいの冗談はいいだろう」



児童生徒【教えられる側】

「嫌だ…、不快だ…でも先生には言えないなあ…」



【参考資料】「信頼される教職員であるために Ver2.0」平成27年9月 佐賀県教育委員会

■お知らせ■

支援要請の手続きはこちらから
 「各種様式→研修に関する提出書類等→バックアップ要請書」

『ハラスメント』等にかかわる研修を西部教育事務所は支援します！「校内研修で話してほしい」などありましたら、お電話ください。支援要請の手続きの詳細は、西部教育事務所のホームページでご確認ください。
 (交通事故防止等の研修も支援します。)

